

デイサービスセンターふれあいの郷 重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的に適正なサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 館山特別養護老人ホーム
 デイサービスセンターふれあいの郷
 指定番号 1 2 7 1 0 0 0 5 9
 所在地 千葉県館山市湊373番地
 管理者の氏名 施設長 小澤 一典
 電話番号 0 4 7 0 - 2 3 - 7 0 1 0
 FAX 番号 0 4 7 0 - 2 2 - 7 1 0 1
 サービスを提供する地域 館山市

通常の実施地域は館山市とし、それ以外の地域については、館山市の同意を得た上で、他市町村（利用者の保険者）から指定を受けた場合に実施します。

日常生活支援総合事業（要支援者）は、館山市以外の地域については当事業所にて相談に応じます。

(2) 事業所の従業者体制

() 内は、男性再掲

	資 格	人 員	業 務 内 容
管 理 者		1名・施設長兼務 (1)	全体統括及び管理
生活相談員	社会福祉主事 介護福祉士	2名(2)	生活相談及び 処遇計画作成
看護職員 兼 機能訓練指導員	准看護師	0名	心身の健康管理 及び 身体機能の維持・向上
	看護師	2名	
介護職員	社会福祉主事 介護福祉士	2名(2) [相談員を兼務]	日常生活全般に わたる介護・支援
	介護福祉士	0名	
	初任者研修 (ヘルパー2級)	3名 [うち非常勤2名]	

(3) 設備の概要

○食 堂(83.97 m²)

利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器などの備品類を備えています。

○機能訓練室(84.24 m²)

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けています。

(4) 定員と営業日及び営業時間帯等

定 員：18 名（介護予防利用者含む） 営 業 日：月曜日～土曜日

営業時間帯：8 時 30 分～17 時 30 分 /サービス提供時間 10 時 00 分～16 時

3 サービスの内容

(1) 送 迎

① 送迎車により、自宅と事業所の間を送迎します。

② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食 事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入 浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員を中心に、看護職員、介護職員、生活相談員が協働して機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業所の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し、生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

① 併設施設において実施される行事等に参加することもできます。

② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排 泄

随時、排泄介助を行います。（おむつを使用している方は持参して下さい）

4 利用料金（令和6年6月から）

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該地域密着型通所介護又は介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告知上の額として設定します。

(1) 通所介護基本料金（1日当たり）〔1日6時間以上7時間未満〕

介護区分	利用者負担金額
要介護1	678円
要介護2	801円
要介護3	925円
要介護4	1,049円
要介護5	1,172円
※加算料金等（1日につき）	
入浴加算 I	40円
個別機能訓練加算（I）イ	56円
地域通所介護処遇改善加算 II	所定単位数 × 9.0%

(2) 日常生活支援総合事業基本料金（1ヶ月当たり）〔1日6時間以上7時間未満〕

介護区分	利用者負担金額
要支援 1	1,798円
要支援 2	3,621円
※加算料金等	
通所型独自サービス処遇改善加算 I	所定単位数 × 9.0%

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用（昼食＋おやつ）	615円／日
② おむつ代	実費
③ レクリエーション等の活動費用	実費
④ 記録の複写物にかかる費用1枚あたり	10円

(4) サービスを提供する地域以外の送迎費

- ① 施設より半径12km以内の地区は送迎費の自己負担はありません。
- ② ①以外の地区で半径15km未満の場合、1回540円の自己負担が別途必要になります。
- ③ 半径15km以上の地区は、1回540円と2km増毎に108円が加算されます。

(5) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合でも、キャンセル料を請求することはありませんが、利用日の前日か遅くとも当日の8：30までに休む旨の連絡をお願いします。なお、お客様のご都合で当日の10：50までにキャンセルのご連

絡をいただけない場合は、昼食代がかかります。

5 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、下記の方法でお支払い下さい。

(1) 口座振替による支払い（ただし、口座振替手数料はお客様の負担になります。）

振替業者 千葉銀行集金代行サービス

口座振替日 毎月5日

*口座振替手数料は、毎月ご利用者様負担となります。

*サービス月の2か月後の引き落としになります

(2) 当事業所口座への口座振込による支払い（ただし、振込手数料はお客様の負担になります。）

千葉銀行館山支店（店番号224）

普通預金口座（口座番号3307322）

口座名義 社会福祉法人 館山老人ホーム

館山特別養護老人ホーム

施設長 小澤 一典

(3) 現金による支払い

窓口（事務所）へ直接お支払い下さい。または、ご利用日に担当職員へお支払いください。※毎月25日までの支払いをお願いします。

6 サービス利用に当たっての留意事項

(1) サービスの朝はご自宅で検温をお願い致します。送迎時に職員へ朝の体温をお申し出下さい。37.5度以上、有る場合はサービスをお断りする場合がございます。また、利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所にご一報下さい。

(2) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声を掛けて下さい。

(3) 事業所内への金銭及び食物等の持ち込み、やりとりは、ご遠慮下さい。

(4) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

(5) 感染症の状況によりサービスの受け入れを中止する場合がございます。

7 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常

に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、

防災計画に基づき、年3回の利用者及び従業者等の訓練を行います。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

9 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用

者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 虐待防止対策

施設及び職員は、入所者の人権擁護・虐待防止等の為に必要な措置を講じます。

- ・虐待防止対策委員会を設置し、虐待の有無、改善対策の検討、職員に対して人権擁護虐待防止を啓発・普及するための研修をおこないます。
- ・成年後見の利用を支援します。
- ・サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

13 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：石井 良育 (生活相談員)

ご利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話番号 0470-23-7010

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

館山市役所高齢者福祉課介護保険係

千葉県館山市北条1145-1

電話番号：0470-22-3487

受付時間： 8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

電話番号：043-254-7428

受付時間： 8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

（3）苦情処理第三者委員

氏名：福田 光雄

電話：23-3462

氏名：小谷登志江

電話：28-0723

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

13 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の状態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族及び主治医やへの連絡等、必要な措置を講じます。

○緊急時の連絡先

主治医	病院又は医師名	
	連絡先	
ご家族	氏名及び続柄	(続柄)
	住所	
	連絡先	

15 福祉サービス第三者評価について

当施設において、福祉サービス第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

<事業者>

所在地 千葉県館山市湊 373 番地
法人名 社会福祉法人館山老人ホーム
事業所名 館山特別養護老人ホーム
デイサービスセンターふれあいの郷
指定番号 1 2 7 1 0 0 0 0 5 9

代表者名 理 事 長 近 藤 好 雄

説 明 者 生活相談員 石 井 良 育

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護サービス又は日常生活支援総合事業についての重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 印 （続柄 ）

